

令和4年涌谷町議会定例会9月会議（第8日）

令和4年9月15日（木曜日）

議事日程（第5号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議発第 5号 インボイス制度の中止を求める意見書の提出について

1. 請願・陳情

1. 休会について

1. 散会

午前10時開会

出席議員（11名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	12番	鈴木 英雅 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席委員（1名）

11番	大泉 治 君
-----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課長 兼 参事	高橋 貢 君	総務課長 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君
企画財政課長 兼 財政班長	大川 雄一 君	まちづくり推進課長	熱海 潤 君
税務課長	紺野 哲 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	町民医療福祉副センター長 兼 参事 兼 国民健康保険病院総務管理課長	木村 智香子 君
福祉課長	鈴木 久美子 君	福祉課長 子育て支援室長	佐藤 明美 君
健康課長	木村 治 君	農林振興課長	三浦 靖幸 君
建設課長	小野 伸二 君	上下水道課長	岩渕 明 君
会計管理者兼会計課長	高橋 由香子 君	農業委員会会長	畑岡 茂 君
農業委員会事務局長	菊池 茂 君	教育委員会教育長	柴 有司 君
教育総務課長 兼 給食センター所長	内藤 亮 君	生涯学習課長	阿部 雅裕 君
代表監査委員	遠藤 要之助 君		

事務局職員出席者

事務局 局長	荒木 達也	総務班 長	金山 みどり
--------	-------	-------	--------

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく願いいたします。

開会前にお知らせしておきます。11番大泉 治君から欠席の届出が出ております。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎議発第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第1、議案第5号 インボイス制度の中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（金山みどり君） 議員提出議案の1ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第5号 インボイス制度の中止を求める意見書の提出について。

標記について、別紙のとおり提出します。

令和4年9月15日

提出者 涌谷町議会議員 稲葉 定
賛成者 同 黒澤 朗

涌谷町議会議長殿

別紙

インボイス制度の中止を求める意見書の提出について

内容。

今回、政府が導入しようとしているインボイス制度は、現在売上げが1,000万円としている免税店を実質的になくす政策である。これは、免税事業者であった小規模事業者が納税事業者になると、この事業者の約1か月分の収入に匹敵するほどの納税額になるという試算もある。それだけでなく、この時期、コロナ禍の中で事業が低迷している事業者にとって死活問題であると言っても決して過言ではない。新規に起業する希望を持った個人事業者も、最初から大海のうねりに乗り出さなければならない。このような状況から、個人事業者、零細

事業者の暮らしを守ることが必要である。

提出の理由。

前述した内容により、我々議会は、町民を守るという観点からこの制度の変更を求めて政府に要求し、可処分所得が少ない人々をこれ以上苦しめないようにするために意見書の提出をするものである。

インボイス制度の中止を求める意見書

2023年10月のインボイス制度適格請求書導入に向けて、昨年の10月からインボイス発行事業者の登録申請が始まった。これまで年間の売上げが1,000万円以下の業者は消費税の納税を免除されてきた。しかし、インボイス制度は、消費税を販売価格に転嫁できない零細業者にも課税業者になることを迫っている。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を破壊、免税店制度を実質的に廃止するものである。このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体、個人から制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

多くの中小零細事業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかる状況ではない。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながる。よって、国及び政府においては、中小零細事業者や個人事業主の起業及び事業存続と再生のために下記の事項について適切な措置をするよう要望する。

記

1 消費税インボイス制度の実施は中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月15日

宮城県涌谷町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

経済産業大臣 殿

以上です。

○議長（後藤洋一君） 以上で朗読は終わりました。

ここで提出者の趣旨説明を求めます。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） おはようございます。

今日もよろしく申し上げます。

ただいま朗読していただいたのが大体全て物語っていると思いますけれども、消費税はそもそも5,000万円が免税店ということで出発したはずだと思います。それが1,000万円の売上げということに改正されて、1,000万円以下の業者は消費税の納入を免除されてきました。

何で免除がそこで1,000万円になったかというのと、その1,000万円以下の事業者は納税することによって自分たちの暮らしが大変だということで1,000万円という基準を設けたはずなんです。それを今、皆さんの暮らしが豊かになったんならまだしも、何の豊かになった方向にも進んでいないし、なおさらコロナ禍、更には、これを

書いた時点ではなかったけれども、今はすごい円安で物価が物すごい高騰、こういった時点でインボイスという事で零細事業者、中小業者に1,000万円以下の売上げの業者に消費税を課税するという事はあり得ないと私は思います。それで、今回このような意見書の提出を決意いたしました。

議員諸氏におかれましても、そういった点をお酌み取りいただきましてぜひご賛同いただいて、涌谷町議会としてこの意見書を提出してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。9番杉浦謙一君。（「賛成です」の声あり）ほかにごございませんか。9番杉浦謙一君、賛成討論をお願いします。

○9番（杉浦謙一君） では、議発第5号について賛成討論を行います。

この意見書でありますけれども、飲食店、一人親方やフリーランスなどの免税業者がありますけれども、登録番号が発行されずインボイスが出せません。そのため、取引先や業務委託元から取引を断られたり課税業者になるよう求められるものです。事業を辞めざるを得ないこととなります。

赤字でも納税が求められる消費税は、このコロナ禍の中、厳しい経営に追い打ちをかける苛酷な税金であります。領収書の保存、8%と10%の税額計算など分かりにくく手間のかかる事務負担も伴うこととなります。

そもそも免税店や簡易課税は、小規模な事業者の過重な納税協力負担を避け、最低生活を保障するように設けられているものであります。消費税導入時からの制度であります。これが何のための免税業者なのかと考えてまいります。地域の経済構造を大きく変えてしまうような制度導入には、中止しかないと考えております。

この意見書に賛成の立場で討論いたします。

以上です。

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号 インボイス制度の中止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、議案第5号 インボイス制度の中止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。



◎請願・陳情

○議長（後藤洋一君） 日程第2、請願・陳情。

今期定例会において、本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりでございます。

陳情第4号 中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情については、配付いたしますのでご了承願います。

陳情第5号 生産資材価格高騰対策等に関する緊急要請書については、会議規則第85条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会に付託し審査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は、総務産業建設常任委員会に付託し審査することに決しました。



◎休会について

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会9月会議に付された事件は全て議了いたしました。お諮りいたします。

本会議は、この後は明日9月16日から12月28日までの104日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、明日9月16日から12月28日までの104日間を休会とすることに決しました。



◎散会の宣告

○議長（後藤洋一君） 今期定例会はこれをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時11分